

遠軽町の 情報公開制度と 個人情報保護制度

開かれた町政の推進と
プライバシー保護のために



令和7平成30年104月
遠 軽 町

情報公開制度

遠軽町情報公開条例
平成29年7月1日改正



情報公開制度とは、町の保有する行政文書を町民の皆様からの請求により公開する制度です。町民の知る権利を尊重し、行政文書の公開請求権を明らかにし、町民に対する行政の説明責任と行政文書の公開義務を定めています。



公開請求できる人は？

次の項目のどれかに該当する方は公文書の公開を請求することができます。

- 町内に住所がある方
- 町内に事務所や事業所がある個人、法人、その他の団体
- 町内に所在する事務所または事業所に勤務している方
- 町内に所在する学校に在学している方
- 実施機関^(注)が行う事務事業に利害関係がある方

(注)実施機関とは、町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者をいいます。

※上記以外の方から公開の申出があった場合でも、公開に応じるよう努めます。



公開の対象となる文書は？

実施機関の職員が職務上作成または取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ、電磁的記録（いわゆる「データ」）で、決裁等の手続が終了し、実施機関が管理しているものです。



公開できない情報とは？

情報公開制度では、公文書は公開することが原則ですが、次のいずれかに該当する情報が記録されている場合は、例外として公開できないことがあります。

- 個人に関する情報であって、その情報に含まれる記述等により特定の個人が識別できる情報や個人の権利利益を害するおそれのある情報
- 法人や事業を営む個人に関する情報で正当な利益を害するおそれのある情報
- 法令等の定めにより公にできないとされている情報
- 公にすることで、人の生命や財産の保護、犯罪予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報
- 公にすることにより国等との協力・信頼関係を損なうおそれのある情報
- 町や国等の事務事業の意志形成に関する情報で、公にすることにより適正な意志形成に支障を及ぼすおそれのある情報
- 町や国等が行う事務事業に関する情報で、公にすることにより適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報
- 町の委員会等の会議の情報で非公開と定められたもの



公文書の公開請求の流れ

表の書式変更

① 請求書の提出

「公文書公開請求書」に住所、氏名、公開を請求する公文書の内容、公開の方法等、必要事項を記入し、それぞれの実施機関に提出してください（町長部局は役場総務課情報管財課または各総合支所地域住民課まで）。請求したい文書の名称や内容がよく分からない場合などは、職員にご相談ください。

② 公開の決定

公開請求を受け付けた日の翌日から起算して14日以内に、請求があった公文書を公開するかどうかの決定をし、請求者へ通知します。なお、期間内に決定することができない場合には、30日を限度として決定期間を延長する場合があります。

非公開事項について

公文書は、原則公開します。しかし、法令等で非公開とされている情報や特定の個人を識別することができる情報、人の生命・財産等の保護や公共の安全の確保等に支障が生じるおそれがある情報などは、非公開となる場合があります。

③ 公開の実施

公開は、請求者に通知した決定通知書の内容に沿って実施されます。決定通知書には、公開の場所、実施日、公開の方法、全部または一部を公開できる公文書名等が記載されています。

④ 公開の方法

- ア 紙媒体で保存されている文書、図画、写真：閲覧または写しの交付
- イ 録音テープ、ビデオテープ等で保存されている音声や映像：視聴または複写したものの交付
- ウ 上記以外でデータ保存されている公文書：閲覧、視聴、用紙に出力したものの交付または複写したものの交付

手数料について

- ・ 閲覧・視聴の場合→無料
 - ・ 写しの交付・用紙に出力したものの交付の場合→A-3版以下のものは1枚につき白黒10円、カラー50円実費負担
 - ・ 複写したものの交付の場合→実費負担（なお、USBメモリーを持参いただいて交付することも可能です）
- ※郵送等での公開を希望される場合は、送料も負担していただきます

個人情報保護制度

連個人情報保護に関する法律

連軽町個人情報保護に関する法律施行条例

連軽町議会の個人情報の保護に関する条例

軽町個人情報保護条例

平成令和305年34月149日改正・制定



個人情報保護制度は、実施機関が持っている個人情報全般について具体的な管理ルールを定めるとともに、本人からの請求により自己に関する情報の開示や訂正を求めることができる制度です。

書式変更：行間：固定値 16 pt、英単語の途中で改行しない

書式変更：文字の倍率：87%、文字間隔広く 0.05 pt、文字の均等割り付け：16.67 字

書式変更：文字の倍率：92%、文字の均等割り付け：16.67 字

書式変更：文字の倍率：92%、文字間隔広く 0.65 pt、文字の均等割り付け：16.67 字

書式変更：単語の途中で改行する



個人情報とは？

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。

- 氏名、生年月日、その他の記述など（文書、図画若しくは電磁的記録）により特定の個人を識別できるもの
- 個人識別符号が含まれるもの

(注)個人識別符号とは、

- ・身体的特徴をパソコンで使用するために変換した符号
DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋、掌紋など
- ・対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号
旅券番号、基礎年金番号、運転免許証の番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証の番号など

「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応する符号等を含む）を含む個人情報をいいます。

「情報提供等記録」とは、情報提供ネットワークシステムを介して提供された特定個人情報に関する記録をいいます。



実施機関が個人情報を取り扱う事務を開始する場合は、個人情報の保護に努めるため、事務の名称や目的、収集先などを明記した「個人情報取扱事務登録簿」を実施機関ごとに作成します。

この登録簿は、それぞれの実施機関に備え付けてあり、閲覧することができます。町長部局の登録簿は、役場情報管財課総務課で閲覧することができます。

また、実施機関が保有する個人情報の集合物で、容易に検索できるように体系的に構成

した「個人情報ファイル」のうち、一定の要件（保有する個人情報の数が1,000人以上等）を満たすものは、個人情報ファイルの名称や利用目的、収集方法などを明記した「個人情報ファイル簿」を作成し、町HP等で公表します。このファイル簿は、それぞれの実施機関に備え付けてあり、町長部局の登録簿は、総務課で閲覧することができます。

書式変更：インデント：最初の行：1字



遠軽町における 主な個人情報取扱いルール

保有収集の制限

個人情報~~を~~収集するときは、収集利用の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲に限りで原則本人から収集し保有します。

また、要配慮個人情報については、法令等で定めがあるときなどを除き、収集してはならないこととなっています。

(注)要配慮個人情報とは、人種、信条、社会的身分、病歴、心身の機能障害、健康診断等結果、指導・診療・調剤、犯罪の経歴、犯罪被害の事実、刑事事件に関する手続、少年の保護事件に関する手続をいいます。

利用・提供の制限

例外的な場合を除き、~~収集した~~個人情報は事務の目的の範囲内で取り扱います。

正確性の確保適正管理

個人情報~~を~~の正確で最新の状態に保ち性を確保し、誤った個人情報の利用により、誤った評価・判断が行われることを防止します漏えい等の防止のために必要な保護措置を講じ、保有の必要がなくなったときは確実かつ速やかに廃棄します。



自分の情報を確認できます

実施機関が保有する自分の個人情報は開示請求をして確認できます。

確認した個人情報の内容に誤りがある場合は、訂正（追加や削除を含む）の請求をすることもできます。

また、実施機関が個人情報取扱いルールに違反している場合は、利用の停止や~~廃棄~~、提供の停止を請求することができます。



自分の個人情報の開示請求の流れ

① 請求書の提出

「保有個人情報開示請求書」に住所、氏名、開示を請求する個人情報の内容、開示の方法等、必要事項を記入し、それぞれの実施機関に提出してください（町長部局は役場情報管財課総務課または各総合支所地域住民課まで）。開示請求書のほか、本人であることを証明する書類（運転免許証、パスポートマイナンバーカード等）が必要となりますので、忘れずにお持ちください。

② 開示の決定

開示請求を受け付けたがあった日の翌日から起算して14日以内に、請求があった個人情報を開示するかどうかの決定をし、請求者へ通知します。なお、期間内に決定することができない場合には、1430日を限度として決定期間を延長する場合があります。

不非開示事項・存否の秘匿

個人情報は、原則開示します。しかし、個人の権利利益が害される場合や、事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずる場合などは、個人情報の不非開示または存否を明らかにしないことがあります。

③ 開示の実施

開示は、原則それぞれの実施機関において又は窓口で行います。ただし、開示の通知を受けた後に、申し出によって郵送等で写しの交付送付によりを受けることができます。

④開示の方法

- ア 紙媒体で保存されている文書、図画、写真：閲覧または写しの交付
- イ 録音テープ、ビデオテープ等で保存されている音声や映像：視聴または複写したものの交付
- ウ 上記以外でデータ保存されている公文書行政文書等：用紙に出力したものの交付、閲覧、視聴または複写したものの交付

手数料について

- ・ 閲覧・視聴の場合→無料
 - ・ 写しの交付・用紙に出力したものの交付の場合→A-3版以下のものは1枚につき白黒10円、カラー50円実費負担
 - ・ 複写したものの交付の場合→実費負担（なお、USBメモリーを持参いただいて交付することも可能です）
- ※郵送等での公開を希望される場合は、送料も負担していただきます

【補足①】不服申立て

町の開示等の決定について不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であれば行政不服審査法に基づき不服申立てができます。不服申立てがあった場合には、遠軽町情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して再び開示、非開示の決定を行います。



情報公開・個人情報保護審査会

公開・開示、訂正等の請求に対する決定に不服がある場合、救済方法の一つとして、行政不服審査法に基づく不服申立てがあります。この不服申立てに対して、公平で客観的な立場で審議を行う第三者機関として「遠軽町情報公開・個人情報保護審査会」が設置されています。

審査会は、識見を有する委員で構成され、実施機関から諮問された不服申立てについて審査を行い、答申します。実施機関は審査会の答申を尊重し、改めて開示、訂正等をするかどうかの決定を行います。



大切な個人情報を守るために…

皆様の個人情報は思わぬところで悪用される可能性があります。

「自分の情報は自分で守る」という意識が必要です。

- 個人情報は、アンケート調査や懸賞への回答、応募などを通じて収集されることもあります。さらに悪質な事業者は、個人情報を「振り込め詐欺」や「架空請求」などに悪用することもあります。ご自分の個人情報をむやみに提供しないことが大切です。
- インターネットや携帯電話の普及により、ホームページやメールを使った個人情報の流出が増えています。個人情報を送信する前に、信頼できる相手であるかどうか、個人情報の利用目的が明らかであるかを確認することが大切です。



情報公開・個人情報保護Q & A



パンフレットや統計資料なども情報公開の手続が必要なのですか？

その場合、情報公開の手続は必要ありません。公表を目的とした資料等については、各所で提供しています。



情報公開請求は窓口に行かなければできないのでしょうか？

請求に当たっては、まず公文書を特定する必要があります。そのためには、一度窓口に来ていただいた方がよいと思われます。しかし、具体的な公文書が特定されているときなどは、郵便等でも請求することができる場合もありますので、まず担当課にご相談ください。

先日保育所の入所手続をしてきました。申請書には家庭状況など、他人に知られたくない内容が書かれています。それも情報公開されるのでしょうか？

情報公開制度では、保有している情報は原則として公開することになっていますが、特定の個人が判明し、その人のプライバシーが侵害されるような情報については公開できないことになっています。

自分についての情報を知りたい場

自己に関する情報については、個人情報保護制度

合はどうすればよいでしょうか？

により開示請求をしていただきます。

実施機関にはどのような個人情報があるのですか？また、私の個人情報を見たいのですが、どうすればよいのでしょうか？

実施機関で保有している個人情報をお知りになりたい場合は、実施機関ごとに「個人情報取扱事務登録簿」や「個人情報ファイル簿」が備え付けてありますので、閲覧してください。「個人情報ファイル簿」は、町HPでも公表しています。ご自身の個人情報をご覧になりたい方は実施機関に対して開示請求することになります。詳しくは、役場情報管財課総務課までお問い合わせください。

個人情報に関するトラブルや疑問について相談できる場所はありますか？

個人情報に関する苦情や相談は、国民生活センターや認定個人情報保護団体^(注)で受け付けています。なお、町では認定個人情報保護団体などに対して苦情や相談を取りつぎますので、役場情報管財課総務課までお問い合わせください。

(注) 認定個人情報保護団体とは、苦情の処理をはじめ、個人情報の適正な取扱いの保護を目的として業務を行う民間の団体で、個人情報保護法において、業務の信頼性を確保し、民間団体による個人情報の保護の推進を図るために設けられている認定制度により認定された団体です。



遠軽町の実施機関

実施機関名	担当部署	連絡先
町長	総務部情報管財課総務課	☎ 0158-42-42714811
議会	議会事務局	☎ 0158-42-5800
教育委員会	教育部総務課	☎ 0158-42-2191
選挙管理委員会	選挙管理委員会選挙・監査・公平委員会事務局	☎ 0158-42-7500
公平委員会	公平委員会事務局	☎ 0158-42-5800
監査委員	監査委員事務局	☎ 0158-42-5800
農業委員会	農業委員会事務局	☎ 0158-42-4816
固定資産評価審査委員会	総務部総務課	☎ 0158-42-4811
水道事業管理者	経済部水道課	☎ 0158-42-4815